

東ト協会員
事業者の方へ

貨物運送事業者 燃料費高騰緊急対策事業の 支援金の申請はお済みですか？

①～④に該当する事業者には、緑ナンバーは1台につき **23,000円**、黒ナンバーは1台につき **8,000円** が交付されます！

①

貨物自動車運送事業者ですか？

(令和3年10月1日までに、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者のいずれかの許可、届出を行っている。)

はい

②

東京都都内に営業拠点がある中小の事業者ですか？
(資本金3億円以下または従業員300名以下)

はい

③

令和4年12月1日時点において、事業を継続しており、今後も引き続き事業継続の意向はありますか？

はい

④

次のすべてを満たす車両を保有(リース可)し、事業をしていますか？

- ・化石燃料(ガソリン、軽油等)を使用して自ら走行する自動車(二輪の自動車、被けん引車等は除く。)
- ・令和3年10月1日までに関東運輸局東京運輸支局において車両の登録、検査等が行われ、車検証の有効期限満了日が令和4年12月1日以降である。

はい

い
い
え

交
付
対
象
に
な
り
ま
せ
ん

一般／特定貨物自動車運送事業用の小型・普通自動車(緑ナンバー)
1台につき **23,000円** を、軽自動車(黒ナンバー)1台につき **8,000円** を交付

申請
手続き

1 申請方法

専用ホームページからオンライン申請または郵送による申請
(専用ホームページは、準備が整い次第公開する。)

2 申請期間

令和4年12月1日(木)～令和5年2月15日(水) 郵送の場合、必着

注意！

申請車両が支援対象車両(都内の緑ナンバーまたは黒ナンバーのトラック)かどうか
今一度ご確認の上申請してください。車検証の写しは鮮明なものを提出してください。

申請先
お問合せ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 調整課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎11階
直通03-5388-3317

東京都 都市整備局 緊急対策事業

検 索



(裏面もあります)

提出書類

- ①申請書兼状況報告書（第1号様式） 
- ②申請対象車両一覧（第2号様式） 
- ③一般貨物自動車運送事業もしくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書の写し、または貨物軽自動車運送事業に係る届出書の写し 
- ④（法人の貨物運送事業者のみ）法人事業概況説明書 
- ⑤（法人の貨物運送事業者のみ）履歴事項全部証明書 
- ⑥申請車両全ての車検証の写し 
- ⑦支援金振込先の口座に関する情報が分かる書類（預金通帳等の写し等） 
- ⑧誓約書 

【よくあるお問合せ】

- Q1 車両の保有期間が14か月より短い場合には、**月割りなどの交付**になりますか。
A1 月割り支給は行いません。令和3年10月1日から令和4年12月1日までの期間に、継続して保有していることが交付の要件となります。
- Q2 車両要件で、**保有期間の中の令和4年3月末に納車**された車両も支援金の対象になりますか。
A2 対象になりません。ただし、車両の買い換えの場合は、対象になる可能性があります。（納車等の都合により空白期間が生じた場合でも、1か月以内であれば、連続するものとみなします。その場合、新旧の車検証または関東運輸局東京運輸支局への事業計画変更届出書の写しを提出してください。）
- Q3 令和3年10月1日から令和4年12月1日の全期間にわたって車両を保有していましたが、**休業**していた期間があります。支援金の対象になりますか。
A3 休業していた期間があつたとしても、交付要件を満たしていれば対象になります。
- Q4 **本社は東京都外**ですが、都内に営業所があります。支援金の対象になりますか。
A4 本社が都外でも、営業所等の事業拠点が都内にあり、かつ、車両のナンバーが都内の車両であれば対象になります。
- Q5 **東京都内に車庫**はあるのですが、営業所はありません。支援金の対象になりますか。
A5 対象になりません。一方で、都内に営業所があり、車庫が都外にある場合は、車両のナンバーが都内であれば対象になります。
- Q6 都内に営業所が複数あります。申請は**本社が一括**して行うのでしょうか。
A6 本社でまとめて申請してください。
- Q7 予算額に達したら、途中で**事業が終了**してしまうことがありますか。
A7 統計データをもとに、東京都内で登録されている事業用自動車分の予算を十分に確保しています。
- Q8 **冷蔵冷凍車**や高圧ガス運送用の**タンク車**は、支援金の対象になりますか。
A8 主として貨物を運搬するタイプの特種用途自動車であれば対象になります。
- Q9 **廃棄物運送事業者**です。支援金の対象になりますか。
A9 貨物運送事業法に基づく許可を受けた事業に使用している普通自動車（緑ナンバー）または届出を行った軽自動車（黒ナンバー）を保有している場合には、その車両が対象になります。
- Q10 提出書類のうち、国土交通大臣の**許可書を紛失**してしまいました。どうしたらよいですか。
A10 関東運輸局東京運輸支局に許可内容に係る証明願を提出すれば、証明してもらえますので、許可書の代わりに提出してください。
- Q11 **支援金がもらえるのは、いつ頃**になりますか。
A11 申請後の審査が終了次第、順次支援金を交付します。申請内容に不備がなければ、申請から1か月程度となる予定です。

 注意！

申請車両が支援対象車両（都内の緑ナンバーまたは黒ナンバーのトラック）かどうか今一度ご確認の上申請してください。車検証の写しは鮮明なものを提出してください。